

収 支 決 算 書

1 収入の部 (単位：円)

区 分	金 額	内 容
自己資金		
久留米市補助金 (ただし限度額以内)		「補助対象経費(ア)」×1/2 (2回目は1/3)
		「補助対象旅費(イ)」×1/2 (2回目は1/3) ※別表第3に定める旅費補助上限額以内
その他		
合 計	0	

※ 「その他」の資金については内容欄に資金名称等を具体的に記入してください。

2 支出の部 (単位：円)

経費区分	金 額	積 算 根 拠
補助対象経費 (ア)	0	
出展(小間)料		
展示装飾費		
出展物輸送費		
通訳経費		
資料作成費		
その他 ()		
補助対象旅費 (イ)	0	
旅費		
その他経費 (ウ)	0	
合計 (ア+イ+ウ)	0	

- ※ 通訳経費・旅費は、海外の見本市等に出展する場合のみ補助対象。
- ※ 資料作成費は、海外の見本市等またはオンライン見本市等に出展する場合のみ補助対象。
- ※ 対象経費は、消費税及び地方消費税は含まない。
- ※ 円以外の現地通貨で支払った場合は、積算根拠欄に現地通貨で記入の上、その金額を支払日の為替レートで換算した円での金額を併記すること。
また、同欄に支払日の為替レートも記入すること。

3 補助金の精算額

円

- ※ 補助金の交付申請額は、海外の場合、「補助対象経費 (ア)」の2分の1+旅費の2分の1(Aエリア5万円限度、Bエリア8万円限度)、又は30万円のいずれか小さい方の額とし、国内の場合、「補助対象経費 (ア)」の2分の1又は20万円のいずれか小さい方の額とする。(いずれも1,000円未満切捨て)
- ※ 【申請2回目】補助金の交付申請額は、海外の場合、「補助対象経費 (ア)」の3分の1+旅費の3分の1(Aエリア5万円限度、Bエリア8万円限度)、又は20万円のいずれか小さい方の額とし、国内の場合、「補助対象経費 (ア)」の3分の1又は10万円のいずれか小さい方の額とする。(いずれも1,000円未満切捨て)